

税 務 課 長
資 産 税 課 長
総 務 課 長 殿
管 財 課 長
公営企業管理者

オンライン参加可能

日経東発第60016657号
令和3年3月3日

一般社団法人 日本経営協会
理事長 岡島 芳明

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

新任担当者必須!

固定資産税(償却資産)の基礎実務

～減価償却制度の習得と償却資産の仕組みから実地調査まで～

<令和3年5月20日(木)・21日(金)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「公平・中立」であるべき租税制度における償却資産把握の体制が市町村によって異なっており、課税の公平性を懸念する声もあります。また、不申告者への適法な対応がなされていないことがあるのではないかと懸念も持たれかねません。

そこで本講座は、担当者の皆様に法人税・所得税の減価償却制度を理解していただき、固定資産税(償却資産の仕組み)の評価と課税を適正かつ公正に行うため、課税客体とは何かについて学びます。また、実地調査のポイントとなる簿記会計の基礎知識、償却資産の「把握・補足」、課税漏れ等、実務に即しながらわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬 具

講座の
ねらい

- 減価償却とは ●減価償却資産の質疑応答集 ●税会計上の減価償却資産と償却資産の取扱いの相違について
- 課税客体(償却資産と家屋・土地)の区分について ●固定資産税(償却資産)の実地調査 ●不申告者への対応について

記

日 時：令和3年5月20日(木) 13:00～17:00
5月21日(金) 9:30～16:30
(12:30から受付)

講 師：税理士 小川 正己氏

会 場：日本経営協会内専用教室
(東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8)
オンライン会場(ZoomによるLive配信)

参 加 料：会員(1名) 29,000円
(負担金) 消費税 2,900円 31,900円
一般(1名) 32,000円
消費税 3,200円 35,200円



申込方法：①Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。(オンライン参加の場合はできるだけwebからお申込みください)

②FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。

- ・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
- ・お申込みは会場参加の場合は開催日の3営業日前までに、オンライン参加の場合は5営業日前までお願いいたします。
- ・本講座は、会場参加・オンライン参加それぞれ定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

オンライン参加での留意事項

- ・オンライン参加をご選択いただいた方には別途詳細をご案内いたします。
- ・テキストは事前に送付もしくはデータ送信させていただきます。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

東京本部 企画研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

減価償却

I 初めて学ぶ減価償却制度

1 減価償却の基本となる決まり

- (1) 減価償却とは
 - ① 資産の価値が少なくなった分を費用にします
 - ② その費用が大きくなれば税金が少なくなります
 - ③ 資産を買った時の代金は支出時に費用処理はできません
 - ④ それでは何時費用処理をするのですか
- (2) 減価償却資産の範囲
 - ① 償却対象資産は大きく分けて3分類できます
 - ② どんな資産が減価償却資産ですか
- (3) 減価償却できない資産は
 - ① 使用や時の経過により減少しないものとは
 - ② 希少価値のある古美術品とは
 - ③ 事業の用に使用していない資産は

- (4) 償却対象資産は大きく分けて3分類できます
- (5) 減価償却できない資産は
 - ① 使用や時の経過により減少しないものとは
 - ② 希少価値のある古美術品とは
 - ③ 事業の用に使用していない資産は

2 取得費とは

- (1) 購入した場合
- (2) 自己が建設、製作、製造した場合
- (3) 取得価額に含めなくてもよい付随費用とは
- (4) 税込経理・税抜き経理とは
- (5) 取得価額によって異なる処理とは
 - ① 少額減価償却資産とは
 - ② 一括償却資産とは
 - ③ 取得価額30万未満の資産とは

※ 取得費の質疑応答集(よくある事例)

3 減価償却費の計算

- (1) 償却限度額とは
- (2) 償却方法
 - ① 定額法
 - ② 定率法
 - ③ 減価償却費の算出(事例計算)
- (3) 耐用年数
 - ① 法定耐用年数
 - ② 中古資産の耐用年数
- (4) 損金経理
 - ① 減価償却費を損金に算入する要件
 - ② 会計上と税務上の共通点と相違点は
 - ① 会計上の費用計上額と損金算入額が相違する場合があります
 - ② 損金算入額はどのように決まるのですか
 - ③ 減価償却費勘定は一つではありません

5 資本的支出と修繕費

- (1) 資本的支出は資産となります
 - (2) 修繕費の考え方は
- ※ 取得費の質疑応答集(よくある事例)

II 帳簿調査に必要な簿記

簿記の基礎知識と帳簿等の見方

固定資産税(償却資産)

I 固定資産税(償却資産)の概要

- 1 固定資産税としての償却資産
- 2 税務会計上の減価償却資産の取扱いとの相違

II 課税客体

- 1 家屋とは
- 2 課税客体となる償却資産
- 3 家屋と償却資産の区分
- 4 土地と償却資産の区分

※ 質疑応答集

III 償却資産の課税の仕組み

- 1 償却資産の課税団体
- 2 償却資産の納税義務者
- 3 償却資産の申告

IV 償却資産の評価

- 1 評価の基本
- 2 評価の三要素
- 3 評価額の最低限度

V 実地調査の概要

1 これから実地調査を始めるにあたって

- (1) 実地調査を始める前に
- (2) 実施調査計画の策定
 - ① 調査対象者の選定
 - ② 調査対象者の決定

2 事前準備

- (1) 担当者としての自覚
- (2) 調査対象者の申告内容について

3 補足調査の実施

- (1) 「資産なし」として申告書提出の場合
- (2) 「資産なし」の申告以来、その翌年以降申告のない場合
- (3) 納税義務者、関与税理士の償却資産課税の認識不足の場合
- (4) 新規取得資産の把握

4 実地調査の実施

- (1) 調査に際しての確認事項
- (2) 調査依頼日の決め方
- (3) 調査の実施
 - ① 補足調査
 - ② 現物調査
 - ③ 帳簿調査の流れ

5 申告誤謬の処理等

- (1) 申告誤りの多い資産
- (2) 申告誤りの原因
- (3) 申告誤りの処理
- (4) 実地調査の事後処理

6 不申告者への対応

- (1) 申告なしでも課税できますか
- (2) 課税ができる条件はありますか
- (3) 推計課税についての注意事項

※ 電卓をご持参ください。

講師紹介

税理士 小川 正己 氏

2005年3月 東京都を退職

同年7月 小川正己税理士事務所を開設

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60016657・60016658 「固定資産税(償却資産)の基礎実務」参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

☐会場参加 ☐オンライン参加 (該当欄にレ印)

令和3年5月20日～21日

☐会員 ☐一般(該当欄にレ印)

役所名			電 話	()	内 線	<ご連絡担当者>	
			F A X	()		所属	
所在地	〒					フリガナ 氏名	
フリガナ 参加者氏名		所属部課 役 職 名		経 験 年 数	年 ケ月	メールアドレス	
フリガナ 参加者氏名		所属部課 役 職 名		経 験 年 数	年 ケ月	<連絡事項欄>	

※オンライン参加の場合はメールアドレスを必ずご記入ください

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)